

(3) 空家等の活用の促進に関する施策

施策名	概要
加西市空き家活用支援事業(県随伴事業)	<p>空き家を利活用のため改修する者に対して、改修費用の一部を補助</p> <p>補助額:対象事業費の1/2~3/4、上限額 225 万円(住宅型の場合)、特区内は上限額 255 万円(住宅型の場合)</p> <p>主な要件:①築 20 年以上、②水回り設備が 10 年以上未更新、③耐震性を有する、④市内業者による改修</p>
加西市空き家改修補助制度(市単独事業)	<p>空き家の所有者や購入者に対して、改修費用の一部を補助</p> <p>補助額:対象事業費の1/2、上限額 50 万円</p> <p>主な要件:①築 25 年以上、②市内業者による改修</p>
加西市古民家再生促進支援事業(県随伴事業)	<p>古民家を地域交流拠点等又は賃貸住宅として活用するための改修に要する経費を補助</p> <p>補助額:1/3、上限額 500 万円</p> <p>特区内は対象事業費の 3/8、上限額 560 万円</p> <p>主な要件:①昭和 25 年建築基準法施行日前の建築、②伝統的木造建築技術により建築、③県の古民家再生促進支援事業の採択を受けている</p>
加西市空き家家財道具等処分支援補助事業(市単独事業)	<p>空き家バンク物件の所有者に対して、家財道具等の処分費用等を補助</p> <p>補助額:対象事業費の 10/10、上限額 10 万円</p> <p>主な要件:市内業者による家財道具処分、伐採や清掃作業の費用であること。</p>
加西市老朽危険空き家撤去事業(市単独事業)	<p>老朽危険空き家の撤去工事を行う自治会に対して、撤去費用の一部を補助</p> <p>補助額:対象事業費の5/6、上限額 250 万円</p> <p>主な要件:①老朽危険空き家の認定、②所有者の同意、③建物跡地の有効活用</p>
加西市空き家バンク物件登記費用補助事業(県随伴事業)	<p>特区内の空き家バンク物件の登記手続きに係る費用を補助</p> <p>補助額:対象事業費の 10/10、上限額 10 万円</p>
加西市特区内老朽危険空き家撤去事業(市単独事業)	<p>特区内の老朽危険空き家撤去に係る費用の一部を空家所有者等へ補助</p> <p>補助額:対象事業費の 10/10、上限額 100 万円</p>

